

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 24 年 6 月 8 日提出

市川市長 大 久 保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、都市計画税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行うものである。

平成24年3月31日

市川市長 大 久 保 博

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

市川市長 大久保 博

市川市条例第23号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

市川市都市計画税条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第3項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削る。

附則第4項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項を附則第8項とする。

附則第10項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項を削る。

附則第 12 項中「第 10 項」を「前項」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 13 項を削り、附則第 14 項を附則第 11 項とする。

附則第 15 項中「、第 5 項及び第 6 項」を「及び第 5 項」に、「附則第 25 条第 7 項」を「附則第 25 条第 6 項」に、「附則第 18 条第 7 項」を「附則第 18 条第 6 項」に改め、「、附則第 3 項及び第 5 項の「住宅用地」とは法附則第 17 条第 3 号に」を削り、「、第 6 項及び第 7 項」を「、第 5 項及び第 6 項」に、「から第 8 項まで及び第 13 項」を「から第 7 項まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 7 項」に、「附則第 9 項から第 13 項まで」を「附則第 8 項から第 10 項まで」に、「附則第 10 項」を「附則第 9 項」に、「附則第 27 条の 2 第 5 項」を「附則第 27 条の 2 第 3 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 16 項中「、第 6 項、第 22 項から第 30 項まで、第 32 項若しくは第 35 項」を「、第 5 項、第 18 項から第 26 項まで、第 28 項、第 30 項若しくは第 36 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 17 項の見出し中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 9 号）附則第 9 条第 1 項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）附則第 10 条第 1 項」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市都市計画税条例（附則第 4 項において「新条例」という。）の規定は、平成 24 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 23 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 改正前の市川市都市計画税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第3項（住宅用地に係る部分に限る。）、第5項、第11項及び第13項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第3項	前項	附則第2項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第5項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第2項	附則第2項
旧条例附則第11項	前項	附則第9項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第13項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第10項	附則第9項

4 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 1 2 項	及び第 5 項	<p>及び第 5 項並びに市川市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成 24 年条例第 23 号。以下「平成 24 年改正条例」という。）附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正条例による改正前の市川市都市計画税条例（以下「平成 24 年改正前の条例」という。）</p> <p>附則第 5 項</p>
	<p>附則第 2 5 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に</p>	<p>附則第 2 5 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、平成 24 年改正条例附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 3 項及び第 5 項の「住宅用地」とは法附則第 1 7 条第 3 号に</p>
	<p>から第 7 項まで</p>	<p>から第 7 項まで並びに平成 24 年改正条例附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 5 項及び第 1 3 項</p>
	<p>から第 1 0 項まで</p>	<p>から第 1 0 項まで並びに平成 24 年改正条例附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 1 1 項及び第 1 3 項</p>